平成２３年（フ）第１７８１号
札幌市豊平区豊平４条10丁目２番30―1505号
債務者　藤岡　裕美
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９号
北海道網走市つくしケ丘６丁目９番１―２号
債務者　大久保みゆき（旧姓林）
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２３年（フ）第１１４号
福島県いわき市泉町滝尻字御前田38番地の17　大平コーポ102
債務者　北條健一郎
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第１１７号
福島県いわき市小名浜相子島字道下６番地の12
債務者　高橋　恭子（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第２１０号
群馬県藤岡市岡之郷77番地１
債務者　関口　睦美
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２１１号
群馬県高崎市浜尻町23番地７　メゾンボヌールＢ101号
債務者　清水　理恵
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２２２号
群馬県安中市松井田町二軒在家851番地
債務者　飯野　博美
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第４１０号
埼玉県富士見市渡戸３丁目13番26号
債務者　齋藤　美芳
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４３３号
埼玉県入間市大字上藤沢399番地10　グランステージ502
債務者　黒田　壽朗
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２４５号
新潟市中央区西堀通７番町1568番地１　チサンマンション大畑301号
債務者　西澤　輝美
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２４６号
新潟市中央区西堀通７番町1568番地１　チサンマンション大畑301号
債務者　西澤早樹乃
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０２号
岐阜県土岐市駄知町1532番地の１
債務者　井澤　千春
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１０３号
岐阜県瑞浪市陶町猿爪11番地の４
債務者　林　　明美
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１０４号
岐阜県多治見市旭ケ丘10丁目５番地　雇用促進住宅２―308
債務者　水野　辰美
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１０８号
岐阜県中津川市茄子川1683番地の1749
債務者　大石　席造
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第２６８号
静岡県裾野市千福が丘１丁目19番24、前住所　静岡県御殿場市深沢1201番地の２
債務者　蜂屋　可矩
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２３３号
愛知県稲沢市祖父江町山崎亥古100番地２
債務者　三浦三千代
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
名古屋地方裁判所一宮支部